

「滋賀県流域治水基本方針　～水害から命を守る総合的な治水を目指して～」概要

第1章 流域治水の概念と基本方針の位置付け

1. 流域治水の概念

- ・どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって川の中の対策に加えて川の外の対策を総合的に進めていく治水

2. 滋賀県流域治水基本方針の位置付け

- ・「川の中の対策」に関する諸計画に基づき着実に実施すべき治水施設の整備に関する事項に加えて、「川の外の対策」として実施すべき事項について、基本的方向を示す

第2章 治水上の課題

1. 滋賀県の河川特性

2. 気候変動による外力の増大

3. 行政対応の現状と問題点

(1) 河川行政等の現状と問題点 (存がす・ためる)

- ・河川や水路等の整備目標や進捗には限界がある
- ・貯留機能のある森林や水田で適正な維持管理が行われていない土地の増加

(2) まちづくり行政等の現状と問題点 (よどめる)

- ・開発に伴う霞堤機能の喪失
- ・水害リスクの高い地域での無防備な開発

(3) 危機管理行政の現状と問題点 (そなえる)

- ・住民のライフスタイルの変化や社会的ニーズの多様化等による行政負担の増大

4. 地域防災力の現状と問題点 (そなえる)

- ・河川改修等の進捗による安心感の増大
- ・近年、県内全域におよぶ甚大な被害が無い



地域防災力の低下

5. 水害リスク情報の現状と問題点

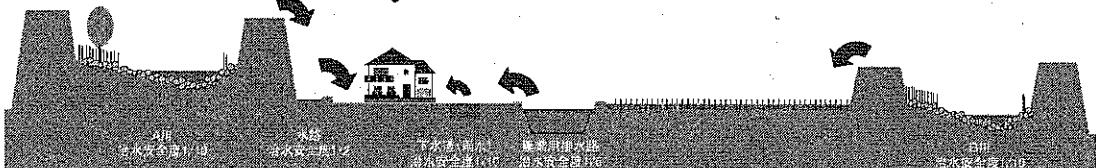
第3章 これからの治水の基本的方向

1. 流域治水の目標

- ・どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避ける

2. 流域治水政策を検討する基礎情報 - 「地先の安全度」

- ・河川だけでなく身近な水路のはん濫なども想定した、人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度



第4章 流域治水の進め方

1. 洪水を安全に「ながす」対策

- (1) 適切な河川等の維持管理
- (2) 均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川整備等
- (3) 整備水準を超える洪水対策

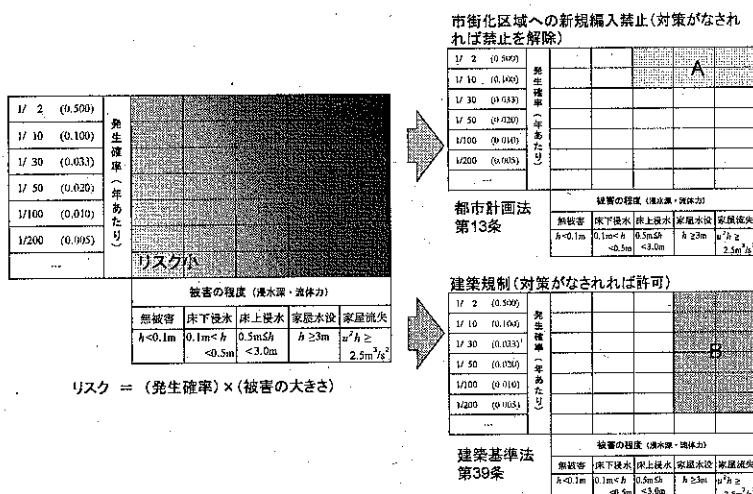
2. 流域で雨水を「ためる」対策

- (1) 森林や水田の洪水緩和機能等の保全
- (2) 貯留機能や地下浸透機能の強化

3. はん濫を一定の地域に「とどめる」対策

- (1) 既存の氾濫流制御施設の機能復元・維持等
- (2) 連続盛土構造物によるリスク転嫁の回避・軽減、または連続盛土構造物の有効活用
- (3) 安全な土地利用や住まい方の誘導

- 1) 床上浸水の頻発が想定される箇所（下図A）：新たに市街化区域へ編入することを原則禁止
- 2) 家屋流失や水没が想定される箇所（下図B）：建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用した建築規制を実施（県または市町）



4. 水害に「とどめる」対策

- (1) 水害に対する意識の向上（知恵を広める）
- (2) 自ら備え、判断し、行動する人々の育成（人を育てる）
- (3) 各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化（仲間をつくる）
- (4) 水害に強い体制の整備（組織・体制をつくる）
- (5) 的確な応急対策と復旧のための体制強化

第5章 「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「とどける」対策を円滑に進める方策

1. 「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価

2. 滋賀県流域治水基本条例（仮称）の策定

- ・地先の安全度の調査・公表
- ・流域貯留対策に関すること
- ・はん濫原減災対策に関すること
- ・水害に関する地域防災力向上対策に関すること
- ・水害に強い地域づくり協議会・水害に強い地域づくり計画に関すること
- 条例制定に当たって、十分な市町との協議・調整および県民への説明
- 3. 水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画